

取扱区分：公開

平成31年第10回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和元年10月25日（金）

〔場 所〕 蓮田市農業者トレーニングセンター

平成31年第10回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、平成31年第10回蓮田市農業委員会総会を蓮田市農業者トレーニングセンターにおいて開催するにあたり、各委員を招集する。

- 1 開催日時 令和元年10月25日（金） 午後2時00分
- 2 閉会日時 令和元年10月25日（金） 午後4時20分
- 3 出席委員（13人） ※番号は議席番号
1番 野口 勇 2番 門井 隆 3番 齋藤 重信
4番 萩原 和夫 5番 竹内 昭一 7番 吉岡 政広
8番 杉崎 國昭 9番 高橋 建一 10番 寺田 進
11番 竹内 幸男 12番 岩崎 久 13番 篠崎 邦明
14番 齋藤 博司
- 4 欠席農業委員（1人）
6番 原田 順一
- 5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区
（平野）山口 実 （平野）石井 正孝 （黒浜）澁谷 秀男
（黒浜）山本 寿一 （蓮田）常見 淳 （蓮田）山口 恵司
- 6 欠席推進委員（0人）
- 7 議事日程
第1 議事録署名委員の指名について
第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について
報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
報告 3 農業経営主変更届について
- 8 出席した農業委員会事務局職員（2人）
事務局長 柴田 賢次
事務局主任 茂木 郁

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、平成31年第10回蓮田市農業委員会総会を開催したいと思います。開会に先立ちまして、会長より挨拶をいただきたいと思います。

（会長）— 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

令和元年9月25日に開催いたしました、平成31年第9回農業委員会総会の議事録（案）について事前に送付をさせていただき、委員の皆様方においては確認していらっしゃるかと思います。この場で修正をして署名をいただき議事録とさせていただきます。委員の皆様に向いますが、修正の箇所はありますでしょうか。

— 議事録の確認 —

（議長）

それでは、私の署名に続きまして●●●●、●●●●にご署名をいただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

本日の委員の出席状況について報告をいたします。●●●●より欠席の旨の報告がありました。

従いまして、出席委員は14名中13名で総会に必要な定数に達しておりますので本日の総会は成立をいたします。また、推進委員さんに欠席者はなく6人全員の方出席いただいております。

次に、本日の議事録署名人の指名をいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。その前に事務局から報告がございますのでよろしくお願ひいたします。

（事務局）

本日の議案ですが、議案第1号につきましては、譲受人の方で農地法の違反があり、こちらの是正が終わっていない状態ですので、今回は審議しないということにいたします。

ご了承願います。

議案第2号の番号2につきまして、譲受人が農地転用の提出書類の中で資金の証明がまだ提出できないということで、こちらについても今回は審議いたしません。

従いまして、今回議案としては、第2号の番号1、3、4という形になります。訂正といたしまして、1ページの報告2は5件と書いてありますけれども、4件の誤りでございます。修正をお願いしたいと思えます。

(議 長)

本日の提出議案、報告につきましては、ただ今、局長が説明いたしましたとおりでございます。その他の件につきましては、事前に配布いたしました資料のとおりでございます。

農地法などの法令許可に関する議案は、議案第2号となります。報告案件は、報告1から報告3となります。

初めに、3ページの議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。議案第2号について、事務局の朗読をよろしく願いいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第2号の番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願い申し上げます。

(委 員)

場所は、国道122号を下って、●●交差点を左折いたしまして、県道蓮田行田線を●●mほど●●方面に向かっていきますと、右側には●●●●の入口があります。そこを●●●●mほど入った右側の土地です。

土地の状況は草が生えていますが、刈られて完全に管理されています。前に違反はありましたが、その後ほぼ是正が完了していると思えます。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足等ありましたら、よろしく願いいたします。

(事務局)

補足説明をいたします。申請地につきましては先ほどのご説明のとおり、現地に違反等はありません。

補足説明資料の3ページをご覧ください。申請地につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで第2種農地と判断させていただきました。

申請目的につきましては、駐車場として使いたいということです。

申請人は●●●に本社を構え、出版物及び文具等の教材品、映像・音声ソフト等の仕分・

梱包・検品・保管・配送等の業務受託を主とする法人です。現在、申請地北東側に同社物流センターがあり操業しています。同社は隣地の●●●●の駐車場50台分を借りておりましたが、こちらの賃貸契約が令和元年6月30日をもって解除された為、50台分の駐車場の確保が必要となりました。その代替地といたしまして、●●●●に17台分の駐車場を賃貸で確保しましたが、33台分が不足しているということで今回の申請に及んでおります。

資金計画につきましては、事務局にて確認しております。

排水処理につきましては、汚水・雑排水は発生しません。雨水は敷地内浸透処理にいたします。

その他としまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請は不要でございます。現地確認いたしましたところ、事前着工等はありません。

(議長)

議案第2号の番号1については、ただ今、担当地区委員の説明および事務局の補足説明のとおりでございます。

質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第2号の番号1について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員賛成。

(議長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号1については承認をすることにいたします。

次に、議案第2号の番号3について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

場所ですが、国道122号を下っていきまして、交差点を●●方面に左折、約●kmのところの小さい十字路を右折していただき、●●●●の方に入っていただきまして、●●mくらい行ったところの左側になります。

先日、●●●●さんにお話をお聞きしたところ、現在、奥様の実家に8人で住んでいるということです。第2子が生まれ、もう1部屋くらい欲しいのですが、現在住んでいる敷地は狭く、新たな住宅を建築することが難しい状況です。申請地は実家のすぐ西側のため親に子供の面倒をみてもらえることもできるという意見で、新築する決意を固めたそうです。補足等がありましたら、事務局からお願いします。

(議長)

ありがとうございました。それでは事務局から補足説明をお願いいたします。

(事務局)

補足説明をいたします。令和元年8月7日付で蓮田市の告示で除外をしております。

申請地につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで第2種農地と判断させていただきました。

申請理由は先ほどのご説明のとおりでございます。

資金計画につきましては、事務局で確認済みです。

排水処理につきましては、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、前面道路の側溝に接続します。雨水は浸透枳に集水し地下浸透処理でございます。

その他といたしまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請については「許可見込あり」と建築指導課より回答を得ております。

10月15日に現地確認をしましたが事前着工等はありませんでした。

(議長)

議案第2号の番号3については、ただ今担当地区委員の説明および事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議長)

それでは、質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第2号の番号3について、承認することに賛成の方は、挙手をお願い申し上げます。

全員賛成。

(議長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号3については承認をすることにいたします。

次に、議案第2号の番号4について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

場所ですが、市役所から行きますと裏手の●●●●東側の東北自動車道にかかる●●●●を渡り、左折し、約●●m進んだところを右折し、●●●●方面へ約●●m進みますと、右側に●●●●駐車場がございます。ここは●●●●前丁字路信号から●●mくらい手前になりますが、その所を右折し約●●m進み、突き当り丁字路を右折し、●●mくらい行った道水路沿い左側が案件の申請地になります。位置的には、●●●●の南西側になります。

申請地の農地性としましては、農用地区域外の調整区域であり、小集団の生産性の低い

農地であります。昔は稲作をしていた地域であります。深い田んぼであったため、機械化になってからは稲作ができなくなり、埋め立てて田畑転換を行った地域であります。しかし、土壌が悪く、現在はほとんどの筆が自己保全管理地となっております。

5条許可申請に至った経緯につきましては、譲渡人の話によりますと、相続はしたものの高齢となり、遠方に住んでいるために作付けや管理もままならず、どうしようかと考えていたところ、太陽光発電施設用地を探している業者から話があり、交渉の結果、売買に至ったとのことでした。

現在、申請地は草刈りもされ、畑地の状態であり、事前着工もなく、違反等もないと思われま

す。譲受人につきましては遠方にお住いのため、コンタクトがとれておりませんが、事務局で作成した補足資料の資金計画等を見ますと事業実施の確実性もあると思われま

す。また、申請地の南側は既に太陽光発電施設が設置されて、自己保全管理で草刈りだけをしているような農地が多く、太陽光発電施設が設置されましても周辺地域の営農に支障はないものと思われま

(議長)

ありがとうございます。それでは、事務局から補足説明ありましたらよろしくお願いいたします。

(事務局)

補足説明をいたしますので、資料をご覧ください。

申請目的は太陽光発電施設です。この申請地の周辺は既に太陽光発電施設として多くの面積を、今年、昨年と許可をしているような場所がございます。

申請理由ですが、●●●●に本社を置く、発電事業並びにその管理及び運営を主とする法人です。申請地の選定にあたっては太陽光発電による電力の売電事業を行うため、①周辺農地への影響が少ないこと、②日照条件がいい土地であること等を条件とし土地を探した結果、この申請地を譲り受けることが出来たので、今回の申請に及んだものでござい

ます。資金計画につきましては、事務局にて確認済みです。

排水処理につきましては、汚水・雑排水は発生しません。雨水は宅地内浸透処理であります。

その他としまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可申請中は不要でございます。現地確認をしましたが事前着工等はありませんでした。

(議長)

議案第2号の番号4につきましては、ただ今担当地区委員さん、事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等ございますか。

なし。

(議 長)

それでは、質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第2号の番号4について、承認することに賛成の方は、挙手をお願い申し上げます。

全員賛成。

(議 長)

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号4について承認をすることにいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、報告事項に入ります。報告1から報告3について、事務局より朗読と説明をよろしくお願い申し上げます。

— 報告1から報告3朗読 —

(議 長)

事務局の方で朗読いたしました報告1から報告3について質問等がある方は、挙手をお願いいたします。

なし。

(議 長)

特に質問がないようですので報告事項を終わらせていただきます。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

本日は委員の皆様方の貴重なご意見及び慎重なるご審議等ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。